

清掃特集

ごみの減量化・リサイクルを推進

条例施行

市・事業者・市民が協力を

問い合わせ先  
清掃課  
(市内線2754番)

10月から試行

『透明・半透明袋』

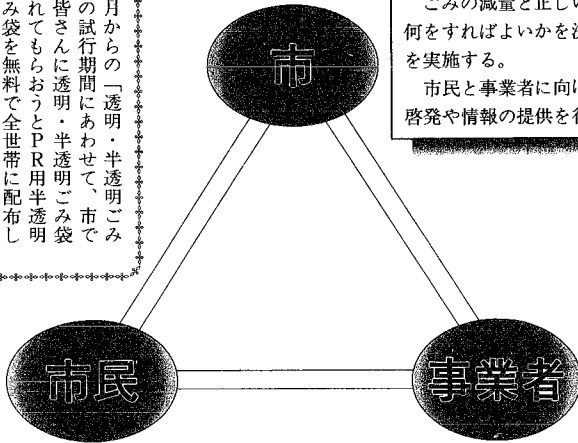
でごみ出しを

平成七年度の一年間で処理されたごみの量は約三十万七千トンに上ります。年々増え続けるごみを減量化・リサイクルしようと、十月から市・事業者・市民のごみの減量化の責任を明確に盛り込んだ「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」が施行されます。同条例では、市民においては、ごみ出しの際に「透明・半透明袋」を使用することとし、十月から試行、来年四月から本格実施されます。また、事業者には、特定建築物と大規模小売店の所有者に「減量計画書」の提出や、「廃棄物の保管場所の設置」などを義務付けています。

この清掃特集では、条例や透明・半透明袋の使用についてのQ&Aなどを紹介します。

三者の責任と協力とは

ごみの減量と正しい処理のため何をすればよいかを決定し、それを実施する。  
市民と事業者に向けて、意識の啓発や情報の提供を行う。



半透明袋を全世帯に配布

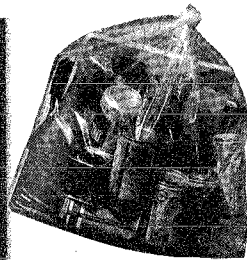
十月からの「透明・半透明ごみ袋」の試行期間にあわせて、市では、皆さんに透明・半透明ごみ袋に慣れてもらおうとPR用半透明のごみ袋を無料で全世帯に配布します。配布枚数は各世帯二十枚で、各自治・町内会を通じて十月中旬には配布します。

エコプラザの売上金で作成

今回配布する半透明のごみ袋は、今年四月にオープンしたエコプラザ（資源再生センター）の売上金の一部を利用して作成しました。同センターでは、西新潟地区で分別収集された、びん・缶を選別し資源化しています。

ごみになるものは買わないとともに、積極的にリサイクルする。ごみを出す際は、「透明・半透明のごみ袋」を使い、ルールを守る。

※ごみ袋を透明・半透明にする理由は①ごみをきちんと分別することで、ごみの減量化・リサイクルを図る②ごみの収集作業の安全性を確保するため——です。皆さんご協力ください。



事業にともなって出たごみは自分で正しく処理する。過剰な包装を自粛し、ごみが発生しないようにし、積極的にリサイクルを行う。

※ごみは原則として自己処理ですが、ごみの排出量が少量（一日平均30kg）の事業所については、所定の手続きをとり、市が調査したうえで、ごみステーションに出すことを認める場合があります。

西新潟地区

6分別収集スタートから6カ月

今年四月から西新潟地区で「びん・缶」「プラスチック」の資源物回収を加えた六分別収集がスタートして六カ月がたとうとしています。市民の皆さんの協力により、これまで約三千三百トンの資源物が回収され、ごみの減量化とリサイクルに大きな効果を上げています。

10月から東新潟で説明会

六分別収集は、来年四月から東新潟地区を含め、全市一斉で実施されます。十月から東新潟地区では自治・町内会ごとに説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

エコプラザで

びん・缶1,650トンを資源化

六分別収集で回収された「びん・缶」は、エコプラザで選別・再資源化されています。「びん」は再利用されたり、ガラスの原料として再利用され、「缶」はアルミ缶や建築資材などに加工再生されています。



エコプラザの不用品提供事業（写真・上）とプレスされた缶類

